



広報

もりや

2014

5

25

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

4月から消費税率が引き上げられたことにより、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的かつ臨時的な措置として臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

平成26年1月1日時点で守谷市に住民票があり、支給対象者の要件を満たしている方には、いずれかの給付金を支給します（生活保護を受けている方は除きます）。

臨時福祉給付金

○支給対象者

平成26年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない方（ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外／平成26年度分の市・県民税は6月中旬に確定）

○支給額

給付対象者1人につき1万円

※支給対象者で下記に該当する方は、5,000円加算
老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者（下記のどちらの要件も満たす方）

- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方（臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者等は対象外）

○対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

○支給額

対象児童1人につき1万円

○公務員の方へ

公務員の方で勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」と「公務員児童手当

（特例給付）受給状況証明書」が交付された方は、申請期間中に郵送または市役所1階小会議室で受け付けします（受付時間9:00～17:00）。

●両給付金の申請方法

6月16日(月)に該当予定者に申請書を発送する予定です。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

*子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者の方に申請書を送付します（公務員を除く）

●両給付金の申請期間

6月23日(月)～9月30日(火)

●申請・問合せ先

（給付金対応窓口は6月3日(火)設置）

〒302-0198 守谷市大柏950-1 市役所1階小会議室

- ・臨時福祉給付金 ☎ 46-9805（直通）
- ・子育て世帯臨時特例給付金 ☎ 46-9808（直通）（9:00～17:00 土・日曜日、祝日を除く）

●担当課

- ・臨時福祉給付金 市役所社会福祉課 内線161
- ・子育て世帯臨時特例給付金 市役所児童福祉課 内線151・153

*給付金の詳しいお知らせは、広報もりや6月10日号と一緒に配布する予定です

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署（または警察相談専用電話【#9110】）にご連絡ください。